

令和8年度木造住宅耐震改修補助（伝統的な古民家）のご案内

市では、国・県と連携して木造住宅の耐震改修を希望される方に改修費用の一部助成を行います。

対象となる者

- 1) 自ら居住するため市内に所有する木造住宅の所有者
- 2) 耐震診断及び耐震補強プラン作成済みの方

（耐震診断及び耐震補強プランは、福井県木造住宅耐震診断士もしくは伝統耐震診断士が作成したもの）

- 3) 令和9年1月31日までに耐震改修工事を完了する見込みのある者
- 4) 市税を滞納していない者

※申込後、市の交付決定通知を受ける前に、工事契約を締結されている方は補助対象外となりますのでご注意ください。

対象となる住宅

- 1) 伝統的構法により建てられ、かつ建設後50年を経過した木造住宅、もしくは「ふくい伝統的民家」の認証を受けた木造住宅
- 2) 自ら居住するため所有する木造住宅
- 3) 坂井市木造住宅耐震診断等促進事業に基づく耐震診断等を行い、診断の結果、診断評点が1.0未満または評価指数が30を超える木造住宅

対象となる改修工事（伝統的な古民家の耐震改修）

- 1) 「住宅全体の耐震改修」診断評点を1.0以上またはこれと同等以上の耐震性能を有する工事
- 2) 上記による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の診断評点が0.7以上となるもの

※前項の耐震改修工事は、改修後に耐震性能があることを伝統耐震診断士が再度耐震診断を行うことにより確認するものとする。

※耐震診断士が工事監理を行うことが必須となります。

※補強工事と同時に行うリフォーム工事は、補助の対象とはなりません。

補助金の額

「住宅全体の耐震改修」診断評点を1.0以上又は0.7以上にする。

最大 190万円（耐震改修工事費の80%以内）

※高齢者世帯の場合は、最大237.5万円（耐震改修工事費の100%以内）

募集件数

1件（先着）

申込受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年12月18日（金）午後5時必着

補助金交付申請方法

市ホームページにある申請書に必要書類を添えて提出してください。

提出先

坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市建設部都市計画課（TEL0776-50-3052）

お知らせ

この補助金は代理受領制度の利用が可能です。詳細は、ホームページ内のお知らせをご覧ください。